

区画整理 ニュース

平成 23 年 7 月 13 日発行

第 7 号

川西市中央北整備部
TEL 072-740-1214

【川西市中央北地区整備事業】

選挙人名簿が確定し、委員の定数が決まりました

先日より縦覧を行っておりました中央北地区特定土地区画整理審議会委員の選挙人名簿について、7月11日に公告し、当名簿が確定しました

これにより選挙する委員の定数と選挙された委員に欠員が生じた場合に補充するための予備委員の数が、土地所有者・借地権者のそれぞれについて、次の通り決まり、7月11日に公告しました。

選挙で選ばれる
委員の数

○土地所有者を代表する委員 7名

○借地権者を代表する委員 1名

予備委員の数

○土地所有者を代表する予備委員 3名

○借地権者を代表する予備委員 1名

土地区画整理審議会について

- ◇土地区画整理審議会は、地方公共団体が土地区画整理事業を行う場合には、置かなければならないものです。
- ◇委員の定数は、市長が選任する学識経験者の2名を含めて、10名で、任期は5年です。
- ◇8名の委員が選挙で選ばれ、当施行地区内の土地所有者の総数と借地権者（借地権申告者）の総数の割合で決まります。
- ◇審議会の役割（意見を述べる）
 - ・換地計画を作成しようとする場合
 - ・換地計画について提出された意見書を審査する場合
 - ・仮換地を指定しようとする場合
- ◇審議会の役割（同意する）
 - ・換地計画において特別の定めをしようとする場合
 - ・換地計画に保留地を定めようとする場合
 - ・評価員を選任しようとする場合



選挙について

選挙権と被選挙権について

委員の選挙は、「選挙人名簿」に記載された方によって行われます。

- ◇土地の所有者または借地権者は、筆数にかかわらず1つの権利です。
- ◇土地もしくは借地が共有の場合は、共有者を合わせて1権利者として取り扱うこととなりますので、共有者のうちから代表者1人を選んで、その方の氏名及び住所を施行者に届け出てください。
- ◇土地所有者であるとともに借地権者である場合は、両方の権利者としてそれぞれ1つ、合わせて2つの権利があります。
- ◇相続の登記が未済の方は、相続登記を行うか、相続を証する書面（登記に必要な同等の書面）と相続届出書の提出がなければ、権利はありません。
- ◇共同して相続される場合は、宅地の共有者の場合と同様に代表者1名を選んで、その方の氏名及び住所を施行者に届け出てください。

今後の予定

選挙人名簿確定の公告

平成23年7月11日（月）

立候補の受付期間

平成23年7月12日（火）から
平成23年7月21日（木）まで

選挙日（投票・開票）

平成23年8月7日（日）

**当選人への当選通知
当選人の公告**

平成23年8月10日（水）

選挙について

選挙の立候補と立候補推薦について

委員の立候補と立候補推薦（立候補推薦届承諾書が必要です。）を受け付けます。

立候補できる方は、「選挙人名簿」に記載されている土地所有者、又は借地権者です。法人もできます。なお土地もしくは借地の共有者の方が立候補する場合には、「代表者選任通知書」を提出する必要があります（投票日当日も可）

●ただし、次のいずれかに該当する方は立候補できません

- ① 選挙日当日に 20 歳未満の方
- ② 成年被後見人、又は被保佐人
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

選挙の立候補と立候補推薦 受付要領

受付期間 : 平成 23 年 7 月 12 日 (火) ~ 平成 23 年 7 月 21 日 (木) まで

受付時間 : 午前 9 時 ~ 午後 5 時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

受付場所 : 川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

受付方法 : 立候補の場合 立候補届 (1 通)

推薦の場合 立候補推薦届、立候補推薦届承諾書 (各 1 通)

※ 立候補推薦届の届出者は、選挙権を有してる人で、同種の権利者でなければなりません。(例えば、土地所有者は借地権を持つ人を推薦できません。)
立候補と立候補推薦届けなどの用紙は、川西市 中央北推進室 地区推進課に用意しています。

選挙の投票について

投票は、選挙当日 8 月 7 日に、選挙権を持つ本人が自ら投票用紙に記載して投票箱に投票します。

- ◇ 確定選挙人名簿に記載されていない方や選挙の当日選挙権を有しない方は、投票することができません。
- ◇ なお土地もしくは借地の共有者の方が投票する場合には、「代表者選任通知書」を提出する必要があります（投票日当日も可）
- ◇ 代理投票や不在者投票などは認められていません。
- ◇ 法人が選挙人であるときは、その法人が指定する者が投票するものとされていますので、投票の際その権限を証する書面を選挙管理者に提出してください。(印鑑証明書も必要です)

届け出のあった候補者の人数が選挙すべき委員の人数を超えないとき、又は超えなくなった時は、投票を行わないものとし、市長は直ちにその旨を公告するとともに、選挙人に投票を行わない旨を通知します。

せせらぎ遊歩道ワークショップについて

広報紙や市のホームページ等でもお知らせしておりましたが、中央北地区に「ゆとり」や「うるおい」ある都市空間を創出し、市民に親しまれる遊歩道になるよう、地区のシンボルロードとして位置づけされている「せせらぎ遊歩道」について、ワークショップを開催します。

このワークショップについては、一般公募による市民が18名、地区内権利者7名、学識経験者および小中学校の理科の先生方などで構成され、「せせらぎ遊歩道」の整備や管理などに係る意見を取りまとめ、設計に反映します。

内容につきましては、今後の区画整理ニュースでもお知らせいたします。

※ワークショップとは年齢や性別、仕事などが異なる様々な人たちが集まり、少数のグループで自分たちの思っている考えを話し合う会議方法のひとつです。「対等な立場で発言する」、「他人の意見を尊重する」などのルールを決め、参加者が積極的に参加できる環境をつくり、案をまとめていく作業を行います。

中央北整備部からのお願い

次の申告等を引き続き受け付けています！

●登記されていない借地権がある方

借地権をお持ちの方で、川西市中央北整備部中央北推進室地区推進課に申告されていない方は土地区画整理事業上、仮換地指定、換地処分の際に権利者として適切に取り扱うことが出来なくなる場合がありますので、所定の申告用紙に土地所有者と連署し、実印を押印の上、両者の印鑑証明書を添えて申告してください。

●権利者が死亡され名義変更されていない方

土地登記簿の名義人が死亡され、登記が変更されずに残されている場合は、お手数ですが、中央北推進室 地区推進課までご連絡ください。

権利の移動があった場合や、住所、氏名の変更があった場合はご連絡を

この区画整理ニュースを確実にお届けするため、権利が移動した場合や、住所、氏名を変更された場合は、中央北推進室 地区推進課までご連絡ください。

ご相談・お問い合わせ先

「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL : 072-740-1214 FAX : 072-740-1330

日時 : 午前9時~午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP : <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>